

携帯品・別送品申告書（C-5360）

<申告書A面>

- 1 入国（帰国）時に、家族が同時に税関検査を受ける場合には、代表者が当該申告書を記入し、「**同伴家族**」欄に代表者本人を除く同伴家族の人数を記入する。
- 2 「**搭乗機（船）名**」欄には、入国（帰国）の際に搭乗した航空機の便名若しくは乗船した船舶名を、「**出発地**」欄には、出発地の都市名を記入する。
- 3 「**下記に掲げるものを持っていますか？**」欄には、入国（帰国）の際に持ち込むもので、①から⑥までの質問事項に該当するものがある場合には「はい」に、該当するものがない場合には「いいえ」にチェックを記入する。
- 4 「**100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属などを持っていますか？**」欄で、「はい」にチェックをした方は、当該申告書とは別に「支払手段等の携帯輸入届出書」の提出が必要。
- 5 入国（帰国）時に携帯せず、郵送などの方法により別に送った手荷物等がある場合には、「**別送品**」欄の「はい」にチェックを記入し、送付梱包数を記入する。

<申告書B面>

- 1 「**入国時に携帯して持ち込むもの**」欄には、入国（帰国）時に携帯して持ち込むものを全て記入する。ただし、酒類、たばこ及び香水（乗組員にあつては酒類、たばこ、のり及び時計）以外の物品で1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下（乗組員にあつては1,000円以下）のものについては、記入不要。
- 2 「**価格**」欄には、1品目毎の合計額を記入する。なお、記入にあたっては、通貨単位も記入すること。